

「家庭的保育事業等における連携施設に関する調査」 集計結果

【私立幼稚園】

Q1. 連携先施設の子どもが集団保育・教育を経験し、卒園後にスムーズに大きな集団に馴染めるように、貴園の行事等に参加することができますか？

	回答数
できる	0
条件によってはできる	4
既に実施している	1
できない	7
未回答	1
合計	13

Q1-1. どのような条件があればできるか

	回答数
連携先施設の職員が行事の運営について協力(準備・片づけ等)すること	5
日頃から施設間で交流を図ること	4
連携先施設の子どもに係る費用(材料費等)が発生した場合は、連携先施設がその費用を負担すること	5
自園及び連携先施設の保護者の理解を得られること	5
その他	4
合計	23

Q1-2. 参加可能だと思われる行事と人数 ※カッコ内は既に他施設の子どもが参加している園の数

行事名	回答数
運動会	3 (1)
もちつき	3 (0)
七夕まつり	1 (0)
夏まつり	1 (1)
盆おどり	1 (0)
焼きいも大会	1 (0)
夏期保育	1 (0)
合計	11 (2)

その他回答

- ・幼稚園の教育方針を理解できること。基本的には園同士の話しあいになり詳細よりも幼稚園と保育園を平等に扱ってくれることが大事
- ・事前に練習が必要でないもの。自園職員を配置しなくてよいもの
- ・様々な条件を出す前に、まず、保育所と幼稚園の教育・保育方針を共通理解し、納得できた時、はじめて、受け入れられるのだと思います。保育所が行事に参加するということは、そもそも園とは関係ない外部の施設のために、プログラムを増やし、時間的に負担が増すわけですから、保育の日程や生活時間にもしわよせが生じます。第一優先として、教育方針の一致がない限り、できませ
- ・場所・時間・準備の手間等の物理的な問題

Q1-3. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
事故が起こった場合の対応と責任の所在	6
連携先施設と自園の職員の役割	5
行事の実施に際し費用(実費等)が発生する場合の費用の負担及び支払方法	5
実施(受入れ)の手順	5
その他	1
合計	22

Q1-4. 実施できない理由

	回答数
職員体制の余裕がない	5
施設の広さ(面積)の余裕がない	5
事故発生時等の対応ができない	5
知らない子どもがいると自園の子どもの保育・教育に影響がある	3
その他	3
合計	21

その他回答

- ・所定の入園手続きが必要である。
- ・他施設の子どもが入ってきたことでの病気の流行、トラブル、先生の保育観の違い、ルール未徹底、自園の子どもが使えるスペースが減ることでの保育の質の低下等々、上げたらきりがありません。リスクしかなく、メリットがひと
- ・当園は行事の内容を全て日常の保育内容と関連づけて決めています。そのため、行事だけの参加は難しいと考えます。

Q1-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
連携先施設の職員が行事の運営について協力(準備・片づけ等)すること	2
日頃から施設間で交流を図ること	1
連携先施設の子どもに係る費用(材料費等)が発生した場合は、連携先施設がその費用を負担すること	2
その他	5
合計	10

その他回答

- ・教育理念など独自の考えを持つ私立園に賛同していることが最低条件であり、その私立園の保護者への理解も求められる。
- ・所定の入園手続きが必要である。
- ・リスクをクリアすることは不可能だと思います。各小規模が合同で保育を行えるよう、公立小や市の施設を貸し出すことはできませんか？
- ・来年度は工事の予定があるため、実施できないと考えます。

Q2. 連携先施設が行事の練習や発表会、散歩等で使用できるように、また連携先施設にない設備を子どもたちに体験させるために、園庭やホール、プール等の施設(設備)を開放することができますか？

	回答数
できる	0
条件によってはできる	3
既に実施している	0
できない	9
未回答	1
合計	13

Q2-1. どのような条件があればできるか

	回答数
連携先施設の職員が施設(設備)の準備や片付け等をする事	3
日頃から施設間で交流を図ること	3
施設の使用に係る費用等が発生した場合は、連携先施設がその費用を負担すること	3
施設の維持・管理に係る費用の一部を連携先施設が負担すること	3
施設の維持・管理に係る費用の一部を市が負担すること	2
その他	2
合計	14

Q2-2. 開放できると思われる施設(設備)※※カッコ内は既に開放している園の数

行事名	回答数
園庭	3 (0)
ホール	2 (0)
プール	2 (0)
学院キャンパス	1 (0)
合計	8(0)

↳ **その他回答**
 ・幼稚園の行事を優先し、年間計画をたてること。怪我や事故等への対応、傷害保険への加入ができること。
 ・自園の使用時以外の時間において、維持管理士の問題のないこと。施設の職員とのコミュニケーションがしっかりとれる事(感情面でも)

Q2-3. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
事故が起こった場合の対応と責任の所在	3
実施(受入れ)の手順	3
施設の使用に際し費用が発生する場合の費用の負担及び支払方法	3
連携先施設と自園の職員の役割	2
急遽自園で使用したい場合などの取り扱い	3
その他	1
合計	14

Q2-4. 実施できない理由

	回答数
常に(ほとんど)使用しており、開放できる時間がない。	7
開放できるような施設(設備)がそもそもない	3
事故発生時等の対応ができない	5
知らない子どもがいると自園の子どもの保育・教育に影響がある。	3
その他	3
合計	21

↳ **その他回答**
 ・0才～2才と一緒に遊べるような施設になっていない。
 ・病気がうつったり、トラブルが起きた時の責任というか、そもそもそれを避けたい。他園児を受け入れることで、使える施設が狭くなり保育の質が下がる。ただですら自園の子どもや保護者に十分な保育・環境を与えられていると考えていないので、全ての環境は自園の子どもと保護者のためにできる限り提供したい。
 ・来年度は工事の予定があるため。

Q2-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
連携先施設の職員が施設(設備)の準備や片付け等をする事	4
日頃から施設間で交流を図ること	0
連携先施設の子どもに係る費用(材料費等)が発生した場合は、連携先施設がその費用を負担すること	2
その他	5
合計	11

↳ **その他回答**
 ・保育・教育の理念をお互いに了解し、職員間の相互理解が必要と思う。
 ・公立小・中の施設を使えば良いと思います。
 ・来年度は工事の予定があるため。

Q3. 連携先施設の保育の質の向上や、保育士が少ないことによる偏った保育内容にならないための保育内容等の相談・助言を行うことができますか？

	回答数
できる	0
条件によってはできる	5
既に実施している	0
できない	8
未回答	0
合計	13

Q3-1. どのような条件があればできるか

	回答数
専任の職員を配置する場合の費用を連携先施設が負担すること	2
担当の職員では判断できない場合の相談先	2
対応可能時間の指定	4
相談・助言に対する第三者の評価	0
その他	1
合計	9

その他回答
・現職員による相談・助言に限る。専任を置くわりにはいかないと思うが。

Q3-2. どの程度対応できるか

	回答数
随時(いつでも)	0
保育士が対応可能なとき(手が空いているとき)	4
指定の日時のみ(1)日/週、(0.5)時間/日程度	1
その他	0
合計	5

Q3-3. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
実施(相談)の手順	3
専任職員の配置等により費用が発生する場合の費用の負担及び支払方法	2
対応結果等についての責任の所在	3
対応時間の指定	3
対応可能な相談内容	2
その他	0
合計	13

Q3-4. 実施できない理由

	回答数
職員体制の余裕がない	4
助言できるほど経験やスキルのある職員がいない	4
その他	5
合計	9

その他回答
・3才～5才在園の為、0才～2才へのアドバイスはできません。
・それぞれの施設の努力でやるべき。やるのであれば公的機関がするべきでは？
・時間が共有できない。合同研修のようなものを計画したり、園内保育オープンにするような機会でなければできない。
・園の保育の構築はその園に全面的な責務があり、また、その園の中で積み上げるしかない。
・そもそも私共が家庭的保育事業をされている保育士に上から助言をする立場にないと考えていますので、他の施設の保育の質の向上のために協力するとうことが何か違うと思います。勉強会や連絡会に参加し意見を交換するということであれば参加する可能性はありますが、質の向上のために勉強したり、自身の施設の評価をすることは各々が努力して取り組むべきだと思います(他の施設の先生に聞くのではなく自ら学ぶべきもの)。

Q3-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
専任の職員を配置する場合の費用を連携先施設が負担すること	2
担当の職員では判断できない場合の相談先	2
対応可能時間の指定	1
その他	4
合計	9

その他回答
・保育内容に共通のことであれば、お互い切磋琢磨できるが、年齢も違い、そうみつからない。
・職員研修の積み重ね
・そもそも自分の施設の保育の質を上げるために、他の施設の人にどうしたら良いか聞く、ということが違うと思います。自分で調べ、勉強し。研修会や勉強会に参加し、常に考え、工夫していくことが保育の仕事では当たり前です。他の施設の考えや行っていることを聞いたら、研修会や勉強会、連絡会に参加し、そこで聞くべきです。

Q4. 子どもの健康診断を連携先施設と合同で実施することができますか？

	回答数
できる	0
条件によってはできる	8
既に実施している	0
できない	5
未回答	0
合計	13

Q4-1. どのような条件があればできるか

	回答数
医師の承諾を得ること	7
連携先施設が自園と同じ医師に嘱託医を委託すること	6
連携先施設の子どもに関する費用は連携先施設が負担すること	7
その他	2
合計	22

↳ **その他回答**
 ・健康診断の実施内容や日程を園にしたがってもらうこと。
 ・時間的な問題。現在園児のみで手いっぱいである。

Q4-2. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
連携先施設の子どもの受診に係る費用の負担及び支払方法	8
実施(受診)の手順	7
実施日時	7
連携先施設と自園の職員の役割	4
その他	2
合計	28

↳ **その他回答**
 ・基本的には実施場所を合同でやるために、貸す形になると思う。あとは医師の指示に従い、幼稚園の方法にあわせていただく。費用については別々の支払いが望まし
 ・受診内容

Q4-3. 実施できない理由

	回答数
(施設の使用・契約等により)実施時間が確保できない	2
医師の承諾が得られない	3
その他	2
合計	7

↳ **その他回答**
 ・待機場所、受信時間の確保がむづかしい。
 保育時間中に外部を入れることが難しいことが第一です。空き教室を使って検診していますが、その後すぐに元に戻し保育をしています。私共も自分達のことではいいっぱいいっぱいの所で施設、保育、子どもたちのことを考え、その時の最善で動いているので、他の施設の子どもたちを受け入れることで私共の園の質が下

Q4-4. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
連携先施設が自園と同じ医師に嘱託医を委託すること	2
連携先施設の子どもに関する費用は連携先施設が負担すること	2
その他	1
合計	5

その他回答
 ・検診を市が市の施設で全ての幼児に無料で行い、案内を全員に送ることが出来れば皆合同でできると思います。ただ、学校保健法で定められているので、自園の子どもの健診は自園で行うしかないと思います。他園児は受け入れられません。もし他施設で検診をするなら、公立小・中で受ければ良いと思います。

Q5. 連携先施設において火災等が発生した場合、一時避難場所として子どもと職員を受け入れることができますか？

	回答数
できる	1
条件によってはできる	9
既に実施している	0
できない	3
未回答	0
合計	13

Q5-1. どのような条件があればできるか

	回答数
保育室等に受け入れる余裕がない場合に、園庭やホール、廊下等での受入れでもよいこと	9
消耗品等の実費が発生した場合は連携先施設が費用を負担すること	8
その他	3
合計	20

Q5-2. 何人ぐらい受入出来るか

	回答数
全員	5
(100)人程度	1
(10)人程度	2
合計	8

Q5-3. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
消耗品等の実費が発生した場合の費用の負担及び支払方法	7
事前の避難訓練等の実施	6
受け入れる場所	6
受け入れる人数	7
連携先施設と自園の職員の役割	6
その他	2
合計	32

➡ **その他回答**
 ・避難場所の確認とともに、消耗品の確認。園には小さい子のオムツや服、トイレがありません。
 ・あくまで「一時」であって「緊急」でありたい。

Q5-4. 実施できない理由

	回答数
受け入れられる場所がない	3
対応する職員が足りない	3
急な対応ができない	3
その他	1
合計	10

➡ **その他回答**
 ・自園の保育ができなくなってしまう。避難してきた方々を受け入れる間に自園でトラブルが起きた時に自園の対応ができなくなると非常に困る。

Q5-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
保育室等に受け入れる余裕がない場合に、園庭やホール、廊下等での受入れでもよいこと	0
消耗品等の実費が発生した場合は連携先施設が費用を負担すること	1
その他	0
合計	1

➡ **その他回答**
 ・公立小・中で受け入れをすれば良いと思います。

Q7. 連携先施設の従業者が病気・ケガ・慶弔等で急遽欠勤し、代わりの従業者の確保も出来ず、保育の提供が出来ない場合の代替保育(代替保育士の派遣または貴園での合同保育)を提供することができますか？

①代替保育士の派遣	回答数
できる	0
条件によってはできる	1
既に実施している	0
できない	12
未回答	0
合計	13

②合同保育の実施	回答数
できる	0
条件によってはできる	3
既に実施している	0
できない	9
未回答	1
合計	13

Q7-1. どのような条件があればできるか

①代替保育士の派遣	回答数
保育士の派遣に係る費用を連携先施設が負担する(支払う)こと	1
専任の職員を配置すること及びその費用を連携先施設が負担すること	0
職員体制に余裕がある場合のみの対応でよいこと	1
その他	0
合計	2

②合同保育の実施	回答数
連携施設の子どもの保育の費用を連携先施設が負担する(支払う)こと	1
専任の職員を配置すること及びその費用を連携先施設が負担すること	1
自園の子どもの人数と職員体制に余裕がある場合のみの受け入れでよいこと	2
その他	1
合計	5

Q7-2. どのくらいの頻度・距離・人数であればできるか

①代替保育士の派遣(頻度)	回答数
いつでも	0
()回/日・週・月 程度	0
その時の自園の子どもの人数及び職員体制による	1
その他	0
合計	1

①代替保育士の派遣(距離)	回答数
どこでも	0
自転車片道()分程度の範囲	0
徒歩片道(10)分程度の距離	1
その他	0
合計	1

①代替保育士の派遣(派遣可能な人数)	回答数
1	1
合計	1

②合同保育の実施	回答数
いつでも	0
()回/日・週・月 程度	0
その時の自園の子どもの人数及び職員体制による	3
その他	1
合計	4

②合同保育の実施(受け入れ可能な人数)	回答数
0歳児()人程度	
1歳児()人程度	1
2歳児(10)人程度	
その時に職員体制による	1
合計	2

➡ **その他回答**
・保育内容が無理なく、異年齢でとりくめる時

➡ **その他回答**
・幼稚園には0, 1, 2歳児のクラスもなく、専門性の高い職員もおりません。年齢の高い子どもたちと、一緒に取り組める保育条件が、園にも保育所にも負担なく整った時のみ、実施できます。

Q7-3. 事前に取り決めておいた方が良いと思うこと

①代替保育士の派遣	回答数
費用の負担及び支払方法	1
実施(依頼)の手順	1
派遣可能人数	1
派遣可能な時間	1
連携先施設の子どもの情報提供	1
障害児等の対応の可否	1
事故発生時の対応及び責任の所在	1
その他	0
合計	7

②合同保育の実施	回答数
費用の負担及び支払方法	2
実施(依頼)の手順	3
受入可能人数	3
受け入れる子どもの情報提供	3
障害児等の受入の可否	3
その他	1
合計	15

Q7-4. 実施できない理由

	回答数
職員体制の余裕がない	9
施設的面積基準等の余裕がない	2
職員への負担が大きい	8
自園の子どもへの保育の質が低下する可能性がある	5
その他	4
合計	28

➡ **その他回答**
・保育内容の確認。保育時間。施設の利用方法。

➡ **その他回答**
・保育と教育の違いがある。低年齢の受け入れ施設がない。
・職員は、幼稚園教諭として、採用しております。クラスをもっているため、学級担任を外れてまで、他の施設の保育は担えません。保護者の方々との信頼関係も崩れます。
・保育士ではないため
・人員不足を補うよう国や自治体が施設に援助しないと難しい。どこもぎりぎりですべてをやっていますし、欠勤者がでたことで保育が回らなくなるような苦肉の策でやっています。「施設間でなんとかやってくれ」というのではなく、各施設が自分で対応できるよう補助など考えて頂きたい。

Q7-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

①代替保育士の派遣	回答数
保育士の派遣に係る費用を連携先施設が負担する(支払う)こと	2
専任の職員を配置すること及びその費用を連携先施設が負担すること	2
職員体制に余裕がある場合のみの対応でよいこと	4
その他	4
合計	12

②合同保育の実施	回答数
連携施設の子どもの保育の費用を連携先施設が負担する(支払う)こと	3
専任の職員を配置すること及びその費用を連携先施設が負担すること	3
自園の子どもの人数と職員体制に余裕がある場合のみの受け入れでよいこと	4
その他	4
合計	14

➡ **その他回答**
・派遣できる職員の余裕がない。
・派遣させられる保育士がいない(人手不足)ので、できない
・子どもが交流するなどの保育的なねらいがあればよい。
・普段同じ保育観で保育をやっている同士でないと、いきなり一緒にはできない。いちいちその先生に指示をしなければいけなくなってしまふ。
資格があればどこでも保育が問題なくできるわけではない。特に私は独自の考えが強い場合が多いので難しい。

➡ **その他回答**
・担当する職員の余裕がない。低年齢の子との関わりによるケガが心配。
・幼稚園の教育内容に賛同して頂くこと
・異年齢ではむずかしい
・他施設の子(園の文化が分からない子)が急に来ることは難しい。トラブルや病気の問題もある。

Q8. 連携先施設を卒園する子ども(3歳以降)を受け入れるための枠を確保することができますか？

	回答数
できる	0
条件によってはできる	7
既に実施している	0
できない	6
未回答	0
合計	13

Q8-1. どのような条件があればできるか

	回答数
当該年度の入園申込受付開始より前に希望園を決めてもらうこと	5
設定されている連携施設に必ず入園すること	5
その他	3
合計	13

Q8-2. 何人程度確保できるか

	回答数
2	1
5	1
10	3
不明	1
数名	1
合計	7

➡ **その他回答**

- ・どの子に対しても平等にしているので枠は設けることはできない。でも基本的には受け入れることができると思う。
- ・入園希望者の取り扱いを公平にしたいため、入園面接や決定は、園に選考及び決定権を持つこと。
- ・入園面接で合格すること。定員オーバーの時は合格者の中で優先することはできる。

Q8-3. 事前に取り決めておいた方が良くと思うこと

	回答数
受け入れる子どもの引き継ぎ方法及び内容	5
その他	2
合計	7

➡ **その他回答**

- ・幼稚園の教育方針や開設日(教育日数)に従えるよう、入園説明会参加を必須条件とする。
- ・連携することが難しいと考えているので、何とも言えないが、通常の入園手続きを踏んでもらえば良いと考える。

Q8-4. 実施できない理由

	回答数
入所に係る審査及び決定は市で行っているから	0
入園希望者の取り扱いを公平にしたいから	4
枠を設けて入園しなかった場合に運営を圧迫するから	2
その他	2
合計	8

➡ **その他回答**

- ・教育日数(土曜休園や行事振替休日など)や保育時間(8:30~17:30)などがあわない。入園面接を同じ様にしたい。(11月1日一般募集の時)
- ・特別枠の入園はルールに反する為

Q8-5. どのような支援・制度・仕組みがあればできるか

	回答数
当該年度の入園申込受付開始より前に希望園を決めてもらうこと	1
設定されている連携施設に必ず入園すること	1
その他	4
合計	6

➡ **その他回答**

- ・施設に余裕がないので無理
- ・上記教育日数や保育時間が合わない所に、専任職員を派遣してもらえれば可能。
- ・ルール改正
- ・今は応募が多いので、できる限りそれに応えていきたいと思っているが、少子化が進み、応募者が少なくなれば、また改めて考えさせていただきたい。